

徳島県土地改良事業 測量作業規程

令和3年2月

農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課

徳島県土地改良事業測量作業規程

徳島県土地改良事業測量作業規程は,農林水産省農村振興局測量作業規程(令和3年2月1日付国国地第96号)を準用する。

この場合において,作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「徳島県」と,同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「徳島県」と,附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。

公共測量作業規程変更承認書

徳島県知事

飯泉 嘉門 殿

令和 3 年 2 月 12 日付け農山第 1039 号で変更申請のあった徳島県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規程により承認する。

令和 3 年 2 月 25 日

国土交通大臣